

泉大津市議会平成31年第1回定例会会議事項

(その2)

(平成31年3月22日)

会 議 事 項

種 別	番 号	事 件 名	ページ
議 案	2 5	泉大津市国民健康保険料条例の一部改正の件	1
同	2 6	教育委員会委員の任命について同意を求める件	7
同	2 7	教育委員会教育長の任命について同意を求める件	9
同	2 8	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の件	1 1

議案第 25 号

泉大津市国民健康保険料条例の一部改正の件

泉大津市国民健康保険料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 31 年 3 月 22 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

国民健康保険事業費納付金において、算定可能な対象公費が追加されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市条例第 号

泉大津市国民健康保険料条例の一部を改正する条例 (案)

泉大津市国民健康保険料条例（昭和51年泉大津市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号ウ(ア)及び同号エ中「まで及び」の次に「ヲ（大阪府知事が定めたものに限る。）並びに」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(参 考)

泉大津市国民健康保険料条例の一部を改正する条例 (案) 要綱

国民健康保険事業費納付金において、算定可能な対象公費が追加されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものであること。

1 改正内容

国民健康保険事業費納付金の対象公費について、国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第6条第1号ヲ（大阪府知事が定めたものに限る。）が、算定可能な特別調整交付金に追加されたことに伴い、規定の整備を行うものであること。（第2条第2号関係）

2 施行期日

この条例（案）は、平成31年4月1日から施行するものであること。

泉大津市国民健康保険料条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p style="padding-left: 2em;">ア及びイ (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険給付費等交付金(エにおいて「国民健康保険給付費等交付金」という。)</p> <p style="padding-left: 2em;">(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)の額のうち、次に掲げる額の合算額を除く額</p> <p>(7) 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。)第6条第6項第1号に掲げる額(国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令(昭和38年厚生省令第10</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p style="padding-left: 2em;">ア及びイ (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険給付費等交付金(エにおいて「国民健康保険給付費等交付金」という。)</p> <p style="padding-left: 2em;">(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)の額のうち、次に掲げる額の合算額を除く額</p> <p>(7) 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。)第6条第6項第1号に掲げる額(国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令(昭和38年厚生省令第10</p>

改 正 案	現 行
<p>号) 第 6 条第 1 号ハからヌまで及び<u>ヲ</u> (大阪府知事が定めたものに限る。) 並びに附則第 7 条第 2 号又は第 3 号に掲げる額の合計額を除く。)</p> <p>(イ)及び(ウ) (略)</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。) のための収入 (法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 7 2 条の 3 第 1 項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金 (退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。) の額並びに算定政令第 6 条第 6 項第 1 号 (国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第 6 条第 1 号ハからヌまで及び<u>ヲ</u> (大阪府知事が定めたものに限る。) 並びに附則第 7 条第 2 号又は第 3 号に掲げる額の合計額を除く。)、第 2 号及び第 3 号に掲げる額を除く。) の額</p>	<p>号) 第 6 条第 1 号ハからヌまで及び附則第 7 条第 2 号又は第 3 号に掲げる額の合計額を除く。)</p> <p>(イ)及び(ウ) (略)</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。) のための収入 (法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 7 2 条の 3 第 1 項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金 (退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。) の額並びに算定政令第 6 条第 6 項第 1 号 (国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第 6 条第 1 号ハからヌまで及び附則第 7 条第 2 号又は第 3 号に掲げる額の合計額を除く。)、第 2 号及び第 3 号に掲げる額を除く。) の額</p>

教育委員会委員の任命について同意を求める件

次の者を泉大津市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、市議会の同意を求める。

平成31年3月22日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

住 所	泉大津市春日町5番10号
氏 名	澤 田 久 子
生 年 月 日	昭和29年1月7日（65歳）

理 由

本市教育委員会委員藤原洋子氏は、平成31年3月31日をもって任期満了となるので、その後任を任命する必要がある。

教育委員会教育長の任命について同意を求める件

次の者を泉大津市教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により、市議会の同意を求める。

平成 31 年 3 月 22 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

住 所	泉大津市松之浜町二丁目 9 番 26 号
氏 名	竹 内 悟
生 年 月 日	昭和 34 年 9 月 25 日（59 歳）

理 由

本市教育委員会教育長富田明德氏は、平成 30 年 12 月 12 日をもって任期満了となったので、その後任を任命する必要がある。



議案第28号

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の件

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年3月22日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

教育長の任期中の給料を1割減額するとともに、退職手当を2割減額するため、
所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例（案）

特別職の職員の給与に関する条例（昭和36年泉大津市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

22 平成31年4月1日において教育長である者の平成31年4月1日から平成33年1月12日までの間における各月分の給料及び期末手当を計算する場合にあっては、別表中「700,000円」とあるのは「630,000円」と読み替える。ただし、この項の規定は、退職手当を計算する場合の給料には適用しない。

23 平成31年4月1日において教育長である者の同日を含む任期にかかる退職手当を計算する場合にあっては、第5条第1項中「100分の15」とあるのは「100分の12」と読み替える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(参 考)

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例（案）要綱

本条例（案）は、教育長の任期中の給料を1割減額するとともに、退職手当を2割減額するため、所要の改正を行うものであること。

1 給料の特例（附則第22項関係）

(1) 特例措置

給料の減額

区 分	特例期間中の給料月額	本来の給料月額	減額率
教 育 長	630,000円	700,000円	1割

ただし、退職手当を計算する場合の給料には適用しないものであること。

(2) 特例期間

給料を減額する特例期間については、平成31年4月1日から平成33年1月12日までとするものであること。

2 退職手当の特例（附則第23項関係）

教育長の任期にかかる退職手当を計算する場合に乘じる割合を、次のように減ずるものであること。

区 分	特例期間中の割合	本来の割合	減額率
教 育 長	100分の12	100分の15	2割

3 施行期日

この条例（案）は、平成31年4月1日から施行するものであること。

特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
附 則	附 則
1～21 (略)	1～21 (略)
<p><u>22 平成31年4月1日において教育長である者の平成31年4月1日から平成33年1月12日までの間における各月分の給料及び期末手当を計算する場合にあっては、別表中「700,000円」とあるのは「630,000円」と読み替える。ただし、この項の規定は、退職手当を計算する場合の給料には適用しない。</u></p>	
<p><u>23 平成31年4月1日において教育長である者の同日を含む任期にかかる退職手当を計算する場合にあっては、第5条第1項中「100分の15」とあるのは「100分の12」と読み替える。</u></p>	

